

諮問第46号

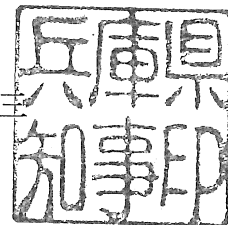
兵庫県環境審議会

雪彦峰山県立自然公園公園計画の変更について（諮問）

県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定した雪彦峰山県立自然公園の同条例第5条第1項の規定により決定した公園計画を変更したいので、同条例第6条第1項の規定により諮問します。

平成27年7月21日

兵庫県知事 井戸 敏三



〔諮問理由〕

雪彦峰山県立自然公園は、姫路市、朝来市、宍粟市、神河町にまたがる自然公園であり、区域内には、雪彦山、段ヶ峰、峰山高原、砥峰高原、福知溪谷等の県を代表する自然景勝地がある。

同公園内の峰山高原を、第2種特別地域及び集団施設地区に指定し、風景の保護を図るとともに、利用の促進を図っている。

このたび、地元自治体である神河町が、峰山高原においてスキー場の整備を計画しており、当該地の公園計画にスキー場を位置づけることについて意見を求める。

兵庫県立自然公園条例（抄）

昭和38年7月5日
条例第80号

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自然公園 優れた自然の風景地であって、知事が第3条第1項の規定により指定するものをいう。
- （2）公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- （3）公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
- （4）生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であって、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第2章 指定

（指定）

第3条 自然公園は、知事が、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 自然公園の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

第3章 公園計画

（公園計画の決定）

第5条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第6条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

諮問第47号

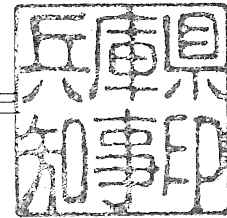
兵庫県環境審議会

郷土記念物の指定の解除について（諮問）

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第112条第1項の規定のより指定した郷土記念物について、その一部を解除したいので、同条第2項で準用する同条例第89条第2項の規定により諮問します。

平成27年7月21日

兵庫県知事 井戸 敏三



〔諮問理由〕

植物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定し、保全を図っている。

調査により、一部の郷土記念物が枯死等により消失していることが判明したため、その指定の解除について意見を求める。

環境の保全と創造に関する条例（抄）

平成7年7月18日

条例第28号

第4章 自然環境の保全

第8節 郷土記念物

(指定)

第112条 知事は、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は、郷土記念物の指定及び指定の解除について準用する。

第3節 自然環境保全地域

(指定)

第89条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを兵庫県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

2 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、関係市町長及び関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。

7 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項及び前2項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項から第5項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。